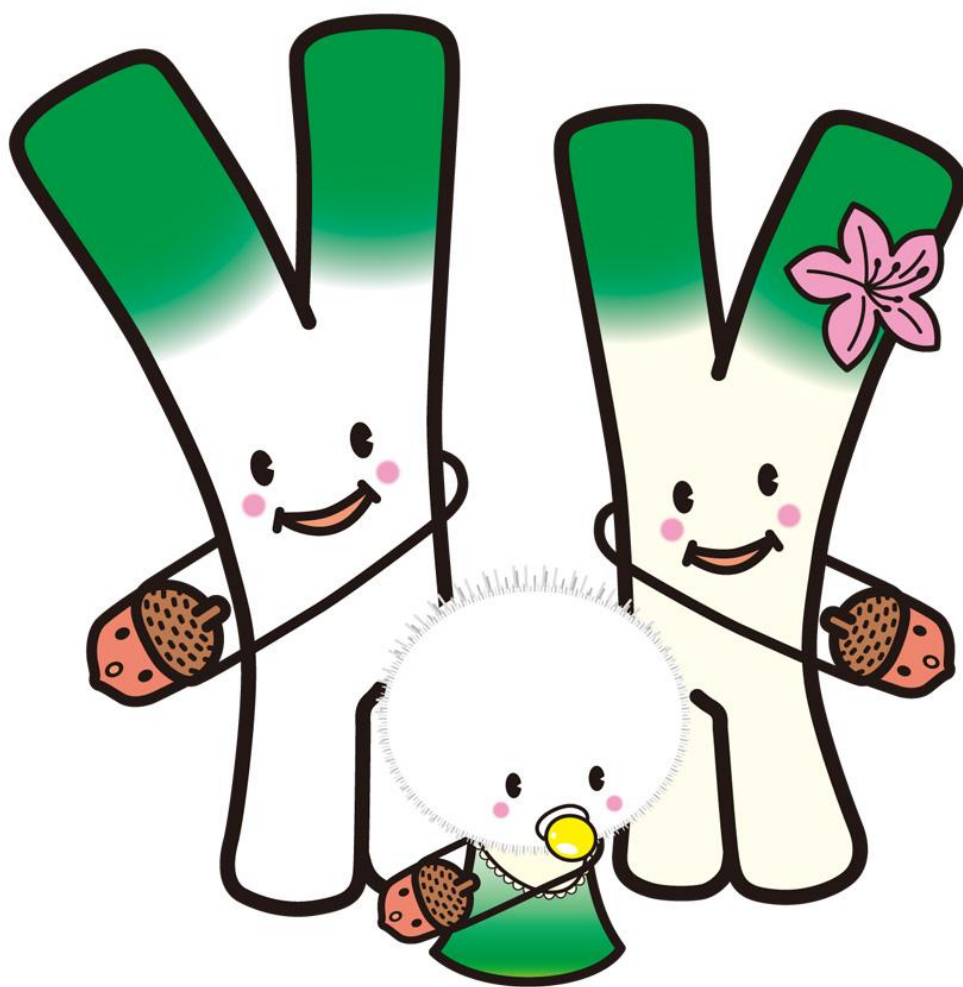


平成 27 年度
部（局）の運営方針と目標



企画部 企画課

平成27年度「総務部(人権政策監所管以外)の運営方針と目標」

総務部長 菅原 朗

1 部の使命・目標

(1) 部の使命・目標

- 災害等の非常時に備え、安全で安心して暮らせる地域社会づくりに努めます。
- 新たな行政需要に対応するため、創造性豊かな人材の育成や意識改革を推進するとともに、適正な契約制度を確立し、行財政改革を着実に実行することにより、効率的な行政運営に努めます。
- 厳しい財政環境の下、財政の構造改革を推進し、持続可能な財政の確立に努めます。
- 開かれた市政を目指し、情報公開を推進するとともに、市政に関する情報の広報に努めます。
- 持続可能な財政基盤を確立するため、歳入の根幹である市税の公平・公正な賦課徴収を図り、安定した税収の確保に努めます。

(2) 部の役割

総務部(人権政策監所管以外)は、秘書広報課、総務管財課、防災安全課、行政経営課、職員課、財政課、入札契約課、検査専門員、市民税課、固定資産税課、収税課で構成され、広報、財産管理、情報公開、防災対策、行財政改革の進行管理、条例・規則の制定改廃、職員の人事管理及び人材育成、予算・決算、市議会との調整、入札・契約事務、工事検査、市税の賦課・徴収などに取り組んでいます。

2 部の経営資源(平成27年4月1日現在)

(1) 職員数

ア 職員数

総務部職員 149人(人権政策監所管を除く)

イ 職員比率

18.3%(総務部職員数149人/市職員数813人)

(2) 予算規模(平成27年度当初予算)

ア 総務部予算額

10,330,927千円

イ 予算比率

16.8%(総務部10,330,927千円/全体61,328,000千円)

3 部の課題及び実施方針

(1) 安全で安心できるまちづくり

防災意識・知識の啓発を図り、災害時の危機管理体制の強化を図るとともに、自主防災組織の結成を促進するなど、地域防災力の向上を図ります。

(2) 行財政改革の推進

限られた財源や資源を最大限活用し、社会経済環境の変化に対応した市民サービスを提供するため、更なる行財政改革に取り組みます。

(3) 持続可能な財政基盤の確立

持続可能な財政基盤を確立するため、単年度収支の改善を目指すとともに、中長期的視点に立った効率的で健全な財政運営に努めます。

(4) 職員の人材育成の推進

職員の人材育成が最重要課題であることを認識し、「人事管理」「職員研修」「職場環境づくり」を相互に連携させながら、職員の意識改革に取り組んでいきます。

(5) 適正な入札の推進

工事の品質確保を図るため、公平性・透明性・競争性のある入札を推進します。

(6) 財産の適正な管理及び処分

財政健全化の観点から、借地料の減額に努めるとともに、遊休地の積極的な処分を推進します。

(7) 広報の充実

市の施策に係る広報を充実するため、「広報よなご」「米子市ホームページ」を、さらに読みやすく、わかりやすい内容とするとともに、迅速な行政情報の発信に努めます。

(8) 税収の安定的な確保

市財政の基盤である市税の公平・公正な賦課徴収に努めるとともに、喫緊の課題となっている滞納額の縮減と徴収率の向上に努め、税収の安定的な確保を図ります。

4 平成27年度に重点的に取り組む個別事業とその目標

(1) 地域防災対策の向上と災害情報伝達施設の整備・更新

地域の実態に応じた防災に関する説明会を開催し、防災意識の高揚と防災知識の普及啓発に努めるとともに、地域防災計画に基づき、災害時に迅速な対応が取れるよう、避難所開設・運営マニュアルを策定します。

また、自主防災組織の結成を促進し、地域防災力の向上を図るとともに、防災行政無線の改修を念頭に、屋外拡声子局設置場所の用地交渉や地説明会を実施します。

(2) 第3次行財政改革大綱・実施計画の策定

今年度は、第3次行財政改革大綱・実施計画を策定します。

また、公の施設の見直しについては、公共施設等総合管理計画を策定するとともに、個別施設計画の策定に着手します。

(3) 単年度収支の改善及び「中期財政見直し」の見直し

徹底した歳出の抑制と歳入の確保を旨とした予算編成を行い、単年度収支の改善を図ります。

また、中期財政見直しについては、前年度決算に基づき計画を見直し、計画的な財政運営を図ります。

(4) メンタルヘルス対策及び人事評価

メンタルヘルス対策委員会を活用し、メンタル不調に至った背景、原因等を分析し、メンタル不調者を出さないための方策を検討します。

また、人事評価については、全職員を対象とした人事評価制度に再構築し、運用開始に向けた職員の意識啓発に取り組みます。

(5) 適正な入札・契約制度の構築

工事の品質確保と受注機会の公平性が図れるよう、必要に応じて、総合評価方式入札の見直しに取り組みます。

(6) 借地料の減額及び遊休地の処分

借地料については、再鑑定評価を視野に入れながら、継続的な交渉を実施し適正化に努めます。

また、貸付を行っている土地について、買受希望調査に基づき、売却を促進します。

(7) 情報発信の充実

「広報よなご」の内容の充実を図るとともに、市民の利便性を図るため、従来から広報を設置していないコンビニエンスストアにも広報を設置してもらえるよう働きかけます。

（8）市税の公平・公正な賦課

税制改正に対応したシステム改修を的確に実施するとともに、内部点検を徹底し、より効率的で適正な賦課を図ります。また、納税義務者の死亡に係る現所有者課税への移行や償却資産の申告の促進など、公平・公正な賦課に努めます。

（9）税の収納対策

負担の公平と自主財源の確保を図るため、滞納整理システムを効果的に活用するとともに、滞納に係る早期催告や電話による早期折衝を実施し、納税者の納付意識を高めます。また、速やかな財産調査や実態調査を通じて、厳正な滞納処分を執行することで、市税の未済金の縮減を図ります。

平成27年度「総務部（人権政策監所管）の運営方針と目標」

人権政策監 高橋 功 造

1 部の使命・目標

(1) 部（人権政策監所管）の使命・目標

- 基本的人権が尊重され、市民一人ひとりが安心して、自信を持って、自由に生活できる社会を実現するための施策を実施することにより、人権尊重都市米子の実現を目指します。
- 男女が社会のあらゆる場面において、お互いの個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

(2) 部（人権政策監所管）の役割

人権政策監所管は、人権政策課、男女共同参画推進課で構成し、市民に対する人権啓発、人権教育、同和対策及び男女共同参画を推進する役割を担っています。

2 部（人権政策監所管）の経営資源（平成27年4月1日現在）

(1) 職員数

ア 職員数

人権政策監所管職員 14人

イ 職員比率

1.7%（人権政策監所管職員14人／市職員813人）

(2) 予算規模(平成27年度当初予算)

ア 一般会計 78,351千円

イ 住宅資金貸付金事業特別会計 2,681千円

3 部（人権政策監所管）の課題及び実施方針

○ 人権啓発、人権教育の推進

市民一人ひとりが安心して、自信を持って、自由に行動できる「人権尊重都市米子」実現を目指し、社会や学校における人権啓発、人権教育の推進を図るとともに、米子市人権施策基本方針及び人権教育基本方針に基づく事業実施の促進を図ります。

○ 同和対策の推進

残された課題の解決を目指して、同和対策の推進に努めます。

○ 男女共同参画の推進

米子市男女共同参画推進計画に基づく事業の推進を図るとともに、男女共同参画センターの活用を最大限図りながら市民啓発に努めます。

○ 拉致問題への対応

拉致問題の解決に向けた要望活動の実施及び拉致被害者等の受入態勢の整備に努めます。

4 平成27年度に重点的に取り組む個別事業とその目標

(1) 人権啓発の推進

・米子市人権教育地域懇談会の開催において、地域の実態に合ったテーマの設定や討議手法等内容の充実を図ります。

－数値目標－ 人権教育地域懇談会 95回 3,000人
(平成26年度実績 87回 2,600人)

・積極的な情報提供に努めるとともに、資料収集や学習支援を充実させ、人権情報センターのいっそうの利用促進を図ります。

－数値目標－ 貸出し図書数 500冊(平成26年度実績469冊)
貸出しビデオ数 500本(平成26年度実績491本)

(2) 住宅資金貸付事業に係る滞納整理の強化

住宅資金の滞納整理については、「米子市債権管理条例」に基づく債権管理に努めるとともに、生活実態に応じた丁寧な納付指導を行い徴収金の確保に努めます。

(3) 男女共同参画センターの充実

男女共同参画社会の形成の促進に寄与するよう、利用登録団体、活動コーディネーターに対する定期的な研修会や交流会を開催し、センター利用者へ提供する情報の充実を図ります。

(4) 第2次男女共同参画推進計画の進行管理

各施策の実施状況の調査結果を男女共同参画推進審議会に諮り、市民の視点で検討を行いながら、第2次男女共同参画推進計画の着実な進行管理に努めます。

(5) 拉致問題の早期解決への取組

国・県等への要望及び市民への啓発活動を実施するとともに、県等と連携しながら、拉致被害者等の受入態勢の整備に努めます。

平成 27 年度「企画部の運営方針と目標」

企画部長 白石久巳

1 部の使命・目標

(1) 部の使命・目標

第 2 次米子市総合計画（米子いきいきプラン 2011）で定めた市の将来像である「生活充実都市・米子」の実現を目指して、市政各分野の取り組みを効果的・効率的に進めることができるよう総合的に調整し、市民と行政が一体となったまちづくりを推進します。

(2) 部の役割

企画部は、企画課、地域政策課、情報政策課及び市民自治推進課の 4 課で構成し、第 2 次米子市総合計画（米子いきいきプラン 2011）に掲げた理念のもと、国・県等の関係機関や庁内各部局との連絡調整を図りながら、市政の総合的な企画と市政運営全般への関与を行うほか、部固有の業務として、周辺自治体との連携、移住定住、土地利用、運輸、中心市街地活性化、市民参加・協働、行政事務の情報化、ふるさと納税、国際交流等を推進します。

2 部の経営資源（平成 27 年 4 月 1 日現在）

(1) 職員数

ア 職員数	企画部職員	31 人
イ 職員比率	3.8%	（企画部職員 31 人 / 市職員 813 人）

(2) 予算規模(平成 27 年度当初予算)

ア 企画部予算額	
一般会計	3,993,480 千円
（うち鳥取県西部広域行政管理組合負担金	2,705,578 千円）
イ 予算比率（一般会計に占める企画部の予算割合）	6.5%
（企画部 3,993,480 千円 / 全体 61,328,000 千円）	

3 部の課題及び実施方針

(1) 第 3 次総合計画の策定と進行管理

第 2 次米子市総合計画の基本計画が平成 27 年度で終了することから、新たな基本構想と基本計画で構成する第 3 次総合計画の策定と進行管理を実施します。

(2) まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定と検証

本市において今後予想されている人口減少や少子高齢化の進展を抑制するため、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、「米子市まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）」を平成 27 年 10 月を目途に策定します。また、策定後、施策の検証を行います。

(3) 市民自治の推進

市民と市がまちづくりにおける役割を分担し、相互に責任を持ちながら共に支え合う地域社会を実現していくため、市民自治基本条例のまちづくりの理念の周知啓発に努めるとともに、地域づくりモデル事業の着実な実施により、行政と地域活動団体等との連携方策や地域における自治の仕組みづくりに努めます。また、自治会への加入率を高めるため、行政ができる支援策等を検討し、できることから実施します。

(4) 広域連携の推進

地方分権や地域主権の時代に的確に対応していくため、鳥取県西部地域振興協議会や中海・宍道湖・大山圏域市長会等の活動を通じて、広域連携を推進します。

(5) 中心市街地の活性化

商業、居住、福祉、文化、公共交通など多様な都市機能が集積する中心市街地において、暮らしやすくにぎわいのあるまちづくりを推進していくため、中心市街地活性化協議会と連携を図りながら、中心市街地の活性化に努めます。

(6) 移住定住の推進

人口減少時代の到来、少子高齢化社会の更なる進展、ふるさと志向の高まり等の時代潮流の中で、今後とも、本市の中心市街地や中山間地域の活力を維持増進していくため、移住定住者の受入れを推進します。

(7) 地域交通の確保

市民の日常的な交通手段を確保するため、本市の実情に即したバス交通システムの構築やコミュニティ・バスの利用促進に努めます。

(8) 高等教育機関との連携強化

本市には高等教育機関として鳥取大学医学部、米子工業高等専門学校があり、その存在は教育のみにとどまらず、雇用・経済に大きな影響があるため、一層の連携を強化し、地域活性化につながる取り組みに努めます。

(9) 米子飛行場周辺地域振興計画の推進

米子飛行場周辺地域振興計画について、国・県等関係機関との調整を図りながら、計画に定められた諸事業の円滑な推進に努めます。

(10) 電子自治体の推進

平成27年度から運用開始予定のマイナンバー制度など情報化社会の進展に的確に対応するため、セキュリティレベルの向上に十分配慮しながら、市民サービスの向上及び事務の効率化を図るための電子自治体の推進に努めます。統合型システムの構築に向け必要な事務を進めるとともに、職員のスキルの向上及び管理運営体制の見直しを行います。

(11) ふるさと納税の推進

実績・知名度とも全国のトップランナーとなった本市のふるさと納税については、引き続き効果的な広報宣伝に努めるとともに、「がいな米子応援基金」を活用して、寄付者の意向に沿って実施する事業内容を一層充実します。

4 平成27年度に重点的に取り組む個別事業とその目標

(1) 第3次米子市総合計画の策定

第2次米子市総合計画の基本計画が本年度で終了することから、平成28年度から始まる第3次米子市総合計画を、本年12月を目途に策定します。

策定に当たっては、米子市総合計画審議会、米子市淀江地域審議会における審議やパブリックコメントによる市民意見をふまえて策定します。

また、総合計画の基本構想については、市議会の議決案件とするための条例を制定し、市議会の承認を得て策定します。

(2) まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定

本市において今後予想されている人口減少や少子高齢化の進展を抑制するため、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、「米子市まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）」を本年10月を目途に策定します。

策定に当たっては、20～30歳代の若手職員からなる提案チームからの提案や外部有識者組織を立ち上げ、外部からの意見や提言、施策の検証を行います。

(3) 地域活動団体等との連携方策の実践支援（地域づくり推進事業）

今年度、2地区の検討会がそれぞれの実施モデル案を実践する推進組織として移行するに伴い、2地区について引き続き、実践する過程の支援を行います。

また、2地区の取り組み経過を踏まえて、地域が主体性を持って活動・実践できる地域づくりの事例集を作成し、他の地区に対しても地域づくりの取り組みを啓発していきます。

(4) 自治会加入率を高めるための行政支援策の実施

住民自治の中核組織である自治会加入率は年々、低下傾向にあるため、平成26年度は市自治連合会と協力して加入促進啓発チラシを刷新し、市役所窓口で転入・転居者への配布、転入・転居の多い時期に自治会加入相談窓口の開設、自治会長向けの自治会加入促進の手引きの編集を行った。また市ホームページに自治会加入に関するバナーを設けて自治会加入者の利便性の向上を図ったところです。

今年度も、自治会加入を側面的に支援するために、市ホームページの自治会バナーの充実を図るとともに、市自治連合会や他の組織と協力して自治会加入促進の方策を検討します。

(5) 中海・宍道湖・大山圏域市長会による広域連携の推進

平成24年度に策定した「中海・宍道湖・大山圏域振興ビジョン」に掲げた産業振興、観光振興、環境の充実及び連携と協働の4つの基本方向に基づき実施される連携事業の着実な実施と施策の充実強化に努めるとともに、経済界との連携強化を図るなど圏域の発展に繋がる取組を進めます。また、本年度から、広域連携による地方創生への取組も実施します。

(6) 鳥取県西部地域の広域連携の推進

鳥取県西部地域振興協議会を通じて、鳥取県西部地域が抱える懸案事項や課題についての情報の共有化に努めます。企業誘致の取組として、引き続き大阪で開催される「関西機械要素技術展」へ出展し、鳥取県西部地域の魅力をPRすることで、県外からの企業立地に積極的に関わります。また、「鳥取県西部地域企業立地促進補助金」については、昨年度、既存企業の新増設についても補助対象としたことから、制度の周知を図り、事業実績の強化に努めます。その他にも、圏域の発展に資する取組について、構成市町村とともに検討します。

(7) 中心市街地の活性化の推進

中心市街地活性化は短期間に達成できる課題ではなく、今後とも継続して取り組んでいくべき課題であることから、引き続き2期中心市街地活性化基本計画に記載されている事業を推進を図ります。

また、現計画を見直し、官民の事業の掘り起こしを行っていくとともに、活性化協議会とも連携しながら、本年11月を目途に活性化基本計画の国の認定を目指します。

(8) 鳥取大学医学部との連携

安心・安全な街づくりの一翼を担う鳥取大学医学部及び附属病院が抱える医療・教育面での課題について医学部と連携し早期解決に努めます。

本年度は、鳥取大学医学部附属病院に派遣している職員と連携し、個別課題に関し、医学部、附属病院との一層の意思疎通と連携強化を図るとともに、若手職員の意見交換会を行い、将来に向けた信頼関係の構築を進めます。

(9) 「先端医療創造都市よなご」の情報発信

鳥取大学医学部、同附属病院、米子医療センター、山陰労災病院等、全国でも比較優位性の高い医療関連技術や医療サービスを享受できる都市の魅力を地域活性化にいかすため、現状と将来の方向性をとりまとめ情報発信を行います。

(10) マイナンバー制度に対応した業務システムの構築・稼働

新しい基幹業務システムを構築・稼働させるとともに、既存の業務システムとも連携したマイナンバー制度対応の業務システムネットワークを構築・稼働させます。

(11) 情報セキュリティの強化

ネットワークに繋がった全パソコンの操作ログを記録し、情報の不正持ち出し等の早期発見と抑止を図るなど、情報セキュリティの強化を図ります。

(12) 移住定住施策の推進

平成26年度開設した「お試し住宅」の運営や都市圏で実施される移住定住相談会への参加、移住定住リーフレットやホームページなどによる情報発信など、これまでの取組の充実、強化を図るとともに、新たに都市圏の若者を対象とした交流イベントや体験ツアー等の取組を実施し、県や（公財）ふるさと鳥取県定住機構等とも連携しながら、本市への移住定住者の増加を図ります。

(13) ふるさと納税の推進及び基金活用事業の充実

平成26年度の実績数は約4万件を上回り、前年度の約1.6倍でした。

平成27年度は寄附金控除限度額の引き上げやワンストップサービスの導入などがあり、制度の利用者が増加することが見込まれることから、協賛企業数を増やし、記念品目の充実を図るなど、一層、ふるさと納税の推進を図ります。

また、寄附金の使途についても寄附者の意向に沿った事業を実施します。

平成27年度「市民環境部の運営方針と目標」

市民環境部長 長 井 仁 志

1 部の使命・目標

(1) 部の使命・目標

- 市民生活に密着したサービスの充実
各種届出、証明書発行など市民生活に密着したサービスを適正かつ迅速に対応するとともに、市民相談窓口の充実を図ります。
- 国民健康保険事業の健全な運営
国民健康保険事業の健全な運営を確保し、医療費の適正化に取り組むとともに、疾病予防等の保健事業の推進に努めます。
- 環境共生・循環型の地域社会づくり
幅広い環境問題に対応していくために、市民、事業者、行政が一体となって環境保全対策に取り組むとともに、ごみの減量化と再資源化の推進及び自然エネルギーの有効活用により、天然資源の消費が抑制され環境負荷が低減された循環型社会の構築に努めます。
- 豊かな自然環境の保全と活用
本市の有する豊かな自然環境を次世代に継承するため、地域環境保全に対する市民意識の醸成を図るとともに、ラムサール条約登録湿地である中海の湿地環境保護と賢明な利用に努めます。

(2) 部の役割

市民環境部は、市民課、保険年金課、市民相談課、環境政策課及び環境事業課で構成され、市民生活に密着した戸籍、住民登録、国民健康保険、消費生活相談をはじめとする各種相談等市町村が行う基本的な行政サービスを行う役割と、地球温暖化対策、環境美化の推進、一般廃棄物の適正な収集・処理及び減量化・再資源化対策の推進、公害対策、湿地環境の保全、公共用水域の水質保全等を行う役割を担っています。

2 部の経営資源（平成27年4月1日現在）

(1) 職員数

ア 職員数

市民環境部職員 110人

イ 職員比率

13.5%（市民環境部職員数110人／市職員数813人）

(2) 予算規模（平成27年度当初予算）

一般会計	6,456,019千円
国民健康保険事業特別会計	17,933,215千円
後期高齢者医療特別会計	1,676,608千円

3 部の課題及び実施方針

(1) 市民サービスの向上

市民生活に密着した窓口サービスを中心として、より親切でわかりやすい説明に心がけるなど、市役所の顔として市民の信頼をより一層高められるような対応に努めるとともに、市民満足度を高めることができる質の高い市民サービスの提供に努めます。

(2) 国民健康保険事業の健全な運営

高齢社会の進展等に伴い医療費の増加が見込まれることから、引き続き医療費の適正化に取り組むとともに、保険料収納対策の強化を図り、国民健康保険事業の健全な運営を図ります。

(3) 相談機能の充実

フロアマネージャーによる総合案内業務に加え、消費者相談、行政相談、市政提案等を統合して行うことにより、組織機能の充実を図ります。

(4) 社会保障・税番号制度導入への対応

平成27年度から稼働予定の新たな基幹業務システムの適正な再構築に努めるとともに、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）への対応について、庁内に設置された実施本部と連携を図りながら、制度の円滑な導入に努めます。

(5) 循環型社会の構築

市民に対して資源やエネルギーが限りあることを訴えるとともに、自然エネルギーの活用、4Rの推進によるごみの減量化及び資源化を推進することにより循環型社会の構築に向けた取り組みを推進します。

(6) 自然環境の保全と活用

ラムサール湿地（中海）の活用、中海の水質改善等に努め、米子水鳥公園をはじめとする豊かな自然環境を後世に引き継ぎます。

(7) 地域環境の保全と美化の推進

地域で快適なまちづくりの実現に向けて、市内一斉清掃、みんなできれいな住みよいまちづくり条例の運用、公害防止対策、不法投棄防止対策等に取り組めます。

(8) 一般廃棄物の適正処理

分別の徹底と適正な収集、クリーンセンター長寿命化事業の実施により延命化を図り、安定的・効率的な運転に努めます。

4 平成27年度に重点的に取り組む個別事業とその目標

(1) 社会保障・税番号制度導入における普及・促進

今年度から導入される社会保障・税番号制度に伴い、マイナンバーカードの周知・普及、カード交付時の効率化を図るとともに、コンビニ交付については、関係課等と連携を図りながら、平成28年6月からサービスを開始する予定で諸準備を進めます。

(2) 国民健康保険特別会計の安定化

国民健康保険の被保険者は、年々減少傾向にあるため保険料の調定額及び収入額も減少しており、また、被保険者の年齢構成が高く、高齢になるほど医療の必要性が高まるため医療費も増加傾向にあります。

保険料徴収率の大幅な伸びが期待できない状況にあり、厳しい財政状況が予想されることから、本年度、保険料を改定したところですが、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、被保険者の医療・保健の向上を図るため、引き続き、保険料徴収率の向上による歳入の確保、医療費の適正化及び保健事業の推進による医療費の抑制に取り組み、国保会計の赤字の改善に努めます。

(3) 医療費の適正化

レセプト（診療報酬明細書）の内容点検及び資格点検による過誤調整は、引き続き医療機関や被保険者への連絡調整を行い、医療費の適正化に努めます。

医療費の適正化につながる保健事業については、昨年策定した「保健事業計画」及び「データヘルス計画」に基づき、着実に実施し、医療費の削減効果が顕著に見られるジェネリック医薬品利用促進通知により、医療費の抑制に努めるほか、様々な対策により医療費の適正化、保険財政の安定化に努めます。

(4) 消費者相談業務の充実強化

複雑化・高度化する消費生活相談に対応するため、消費生活専門相談員のスキルアップ研修派遣や今年度から消費者行政職員も国民生活センターでの研修に参加し、知識を習得することで消費者行政の推進を図ります。

(5) 第3次一般廃棄物処理基本計画の策定

平成24年度に策定した第2次一般廃棄物処理基本計画が平成27年度で終了することから、計画の進捗状況の検証を行い、新たな目標や計画を定めた第3次一般廃棄物処理基本計画を策定します。

(6) 次世代を担う子どもたちに対する環境学習・環境教育の推進及び市民への環境意識の普及啓発

米子水鳥公園を環境学習の拠点とし、とっとり自然環境館等の周辺施設とも連携して、次世代を担う子どもたちに米子市の環境を身近に体験する環境学習機会の提供を行うことで、環境問題に対する理解を

図ります。

（7）不法投棄防止対策の強化

市が委嘱した7地区9名の不法投棄監視員により、担当する監視区域内で不法投棄の未然防止、早期発見のためのパトロールを随時行う。また、市職員により、不法投棄常習地区を中心に市内全域のパトロール、ポイ捨てごみ等の収集を行い、啓発シールや看板を使った啓発・警告活動を効果的に組み合わせ、不法投棄をさせない環境づくりを推進します。

（8）クリーンセンター長寿命化事業の実施

米子市クリーンセンターを平成43年度まで安定的に運転を継続するために、焼却能力の維持を図る目的から基幹的設備改良事業を予定しています。平成27年度は、米子市クリーンセンター長寿命化計画に基づき、基幹的設備改良事業を実施するための発注仕様書の作成を行います。また、長期包括的運営事業及び灰溶融設備休止事業実施に向け関係機関と調整を行ないます。

平成 27 年度「福祉保健部の運営方針と目標」

福祉保健部長 齊 下 美 智 子

1 部の使命・目標

(1) 部の使命・目標

少子高齢化が進展する中、赤ちゃんからお年寄りまで、すべての方が年齢や障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる米子市を実現します。

そのため、限られた財源を有効に活用しつつ、次に掲げたそれぞれの目標を効率的、効果的に実施します。

○目標

- ①安心して子どもを産み、育てられる環境づくり
- ②市民一人ひとりの健康づくり
- ③明るい長寿社会の実現
- ④障がい者の自立の支援と社会参加の推進
- ⑤地域における福祉活動の推進
- ⑥社会保障制度の適正な運営

(2) 部の役割

福祉保健部は、福祉課、障がい者支援課、長寿社会課、こども未来課、健康対策課で構成され、社会福祉に関する事業、保健衛生に関する事業及び介護保険に関する事業を行う役割を担っています。

2 部の経営資源（平成27年4月1日現在）

(1) 職員数

ア 職員数

福祉保健部職員 215人

イ 職員比率

26.4%（福祉保健部職員215人／市職員数813人）

(2) 予算規模(平成27年度当初予算)

ア 福祉保健部予算額

一般会計 20,329,528千円

介護保険事業特別会計 13,495,446千円

イ 予算比率（一般会計に占める福祉保健部の予算割合）

33.1%（福祉保健部 20,329,528千円／全体 61,328,000千円）

3 部の課題及び実施方針

(1) 安心して子どもを産み、育てられる環境づくり

少子化、子育ての多様化が進む中、だれもが安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが心豊かに育つ環境づくりを推進するため、妊娠、出産、育児に関する支援・相談体制の整備と母子の各健康診査や教育・保育ニーズの多様化に対応した子育て支援サービスの充実、児童の健全な育成を図るとともに、ひとり親家庭の社会的自立と安定した生活に向けた支援に努めます。

(2) 市民一人ひとりの健康づくり

市民の生涯を通じた心と体の健康づくりを推進するため、保健、医療、福祉の緊密な連携のもと、多様化する保健ニーズに的確に対応した健康診査、健康教育、健康相談などの各種保健施策や疾病予防対策、健康づくりに関する意識啓発等の充実により生活習慣の改善と健康寿命の延伸を図ることができるよう、市民自らの健康管理の支援に努めます。

(3) 明るい長寿社会の実現

高齢期を迎えても豊富な経験や知識、特技等を地域社会に活かすことが出来る環境づくりに取り組むとともに、お互いが助け合い支えあうまちづくりを推進し、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう生きがいづくり対策や福祉の充実、介護保険制度の円滑な運営に努めます。

(4) 障がい者の自立の支援と社会参加の推進

障がいのある人が地域社会の一員として、個々の能力や適性に応じ、ゆとりと生きがいを持って自立した生活を送ることができるよう、地域における身近な相談・支援体制の整備や障がい福祉サービスの充実を図るとともに、障がいのある子どもの保護者からの早期介入・早期支援を必要とする相談に対応できる体制を強化するなど、だれもが安心して暮らせる社会の実現に努めます。

(5) 地域における福祉活動の推進

住み慣れた地域で誰もが尊厳を持ち、自分らしく安心安全に暮らしていけるよう、お互いが助け合い支えあうまちづくりを推進するため、地域での主体的な福祉活動を支援しながら、さまざまな関係機関等と連携し、地域福祉活動の推進に努めます。

(6) 社会保障制度の適正な運営

介護保険制度の適正かつ持続可能な制度運営を図るとともに、生活困窮者には、生活保護行政の適正な運営により生活の安定と自立助長を支援します。

4 平成27年度に重点的に取り組む個別事業とその目標

(1) 安心して子どもを産み、育てられる環境づくり

○子ども・子育て支援事業計画の着実な実行

子ども子育て支援事業を着実に実行することで、保育所待機児童の解消に努めます。

公立保育所総数の最適化のための方策に取り組み、子育て支援事業の質的向上の方策について研究します。

○子どものための教育・保育給付支給認定の効率化、保育所入所事務の効率化、公立保育所の円滑な管理運営

多様な保育ニーズに対応できる環境を確保するため、子どものための教育・保育給付支給認定の効率化を図り、保育所入所事務を円滑に行うとともに、施設整備を充実し公立保育所の安全安心な管理運営に努めます。

(2) 市民一人ひとりの健康づくり

○大腸がんの予防・早期発見の推進

がんによる死亡が最大の原因となっている現状から、がん検診受診率50%の目標に向けて事業をすすめます。

新規の受診者を増やすこと、精密検査未受診者を減らすことに努め、健康講座、生活習慣病予防食講習会、地域での健康相談事業等の機会に周知し、食生活改善推進員及び保健推進員等大腸がん予防と早期発見のための検診受診について啓発します。

○米子市新型インフルエンザ等対策行動計画に対応するマニュアルの作成

平成27年2月に米子市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しましたが、新型インフルエンザ等対策における市町村の役割の中に、住民に対する予防接種の実施があり、平成27年度は行動計画に対応したマニュアルを作成し、新型インフルエンザ等の発生に対応できる体制を整備します。

(3) 明るい長寿社会の実現

○介護予防・日常生活支援総合事業の推進

平成28年4月に予定している介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）への移行に向けて、本市で必要とするサービス量やサービス提供可能な事業所等の把握を行い、総合事業のサービス内容の決定、サービス提供のための要綱の制定、事業者との契約を進め、28年4月以降サービス提供を行えるようにします。

○地域包括ケアシステムの構築

日常生活圏域及び市全体での地域ケア会議を開催し、地域課題を共有して解決策を講じ、また、生活支援体制等の検討をする中で、多職種関係機関のネットワーク化を図り、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みを推進します。

(4) 障がい者の自立の支援と社会参加の推進

○就労促進に向けた受注機会の増大支援

平成24年度に公布された「障害者優先調達推進法」に基づき、障がい者就労施設等の受注機会の増大にむけた措置を講ずるため、米子市の毎年度の調達方針を公表するのに合せ、就労施設作業能力情報を一般事業者へも提供します。

○障害福祉サービス等利用計画作成の促進

平成27年度から全ての障害福祉サービスの支給決定にあたっては、サービス等利用計画の作成が義務付けられています。西部地区ではサービス等利用計画を作れる事業所は21事業所まで増えてきていますが、まだ足りない状況であり、サービス等利用計画を作れる相談支援専門員の資格を有する事業所に働きかけ、相談支援専門員の増員や指定特定相談支援事業所の拡大を促進します。

(5) 地域における福祉活動の推進

○第4期地域福祉計画の策定

第3期米子市地域福祉計画が平成27年度をもって終了するため、第4期米子市地域福祉計画を策定します。策定にあたっては、地域福祉のニーズに関するアンケート調査結果を踏まえるとともに、米子市地域福祉計画策定委員会等の意見を参考とします。

(6) 社会保障制度の適正な運営

○介護保険料、保育料等の徴収率向上

早期の納付督促・納付相談に加え、財産調査や差押等の滞納処分に取組み、徴収率を向上します。

目標指標：介護保険料徴収率

現年度分98.51%（うち普通徴収分87.0%）

滞納繰越分20.0%

保育料徴収率

現年度分99.1%以上

滞納繰越分20%以上

○自立支援プログラムの推進

地域の被保護者の実態や社会資源の状況を考慮し、次の事業を実施し被保護世帯の自立を支援します。

- ① 生活保護受給者等就労支援事業(経済的自立)・・・職業安定所との連携事業
- ② 精神障害者退院支援プログラム(社会生活自立)
- ③ 精神障害者在宅生活支援プログラム(日常生活自立)
- ④ ひとり親世帯就労支援プログラム(経済的自立)
- ⑤ 多重債務者支援プログラム(経済的自立)・・・債務整理(消費生活相談室との連携)

○被保護者の稼働年齢層の者に対する指導の徹底

稼働年齢層のうち傷病を理由に未就労の者については、家庭訪問

による生活実態の把握、主治医訪問による病状調査等を行いながら、就労指導の可否及び療養指導の要否を検討し、必要があれば検診命令を発行します。また、就労阻害要因の分析を行い、関係機関との連携を図り、他法他施策の活用を検討するとともに、就労支援員を活用し、就労意欲の助長、生活習慣の形成等への指導援助を実施し、自立助長に向けた積極的指導援助を行います。

平成27年度「経済部の運営方針と目標」

経済部長 湯 浅 隆 司

1 部の使命・目標

(1) 部の使命・目標

商業・工業・観光業の活性化と雇用環境の充実を図るとともに、優良企業の誘致と地場中小企業の振興を図ります。

農林水産業の活性化を図るとともに、農業の多面的な機能の発揮、森林の保全並びに水産資源の活用を図ります。

米子市の地元特産品等(農・林・水・商・工業産品)と観光資源を活用し、全国に向けた「米子市のイメージづくり」に努めます。また、これまでのふるさと納税寄附者を「米子市のサポーター」として位置づけ、市からの情報発信客体とすることで観光誘客へと繋げていきます。

(2) 部の役割

経済部は、①経済戦略課(部局管理課)、②商工課、③観光課、④農林課、⑤水産振興室で構成しており、それぞれ、①産業開拓・企業誘致に関すること、②商業及び工業の振興、雇用対策に関すること、③観光振興に関すること、④農業及び林業の振興に関すること、⑤水産業の振興に関することを担当しています。

2 部の経営資源 (平成27年4月1日現在)

(1) 職員数

ア 職員数

経済部職員 48人

イ 職員比率(全職員に占める経済部の職員割合)

5.9%(経済部職員数 48人/市職員数 813人)

(2) 予算規模(平成27年度当初予算)

ア 経済部予算額

一般会計 7,600,618千円

イ 予算比率(一般会計に占める経済部の予算割合)

12.4%(経済部 7,600,618千円/全体 61,328,000千円)

3 部の課題及び実施方針

(1) 産業開拓・企業誘致の推進

- 産学官連携や農商工連携、医工連携、6次産業化を推進するとともに、バイオ技術や新エネルギー等を活用した新たな産業開拓を目指します。
- 東アジアへの交通の要衝や災害リスクを分散する適地であるなど、米子市の地理的条件のメリットを重点的にPRし、積極的な企業誘致に取り組みます。

(2) 商工業の振興

- 深刻な状況にある地域の経済や雇用を改善するため、新たに起業・創業する企業を支援するなど雇用創出を図ります。また、制度融資を活用し、中小企業の経営基盤の安定と事業の拡大を支援します。
- 大型商業核の存続維持を図るとともに、中心市街地の商店街の空き店舗への出展促進と、商店街等が実施するイベントや環境整備等への支援により、商店街の魅力の向上を推進します。
- 補助制度を活用し、地元企業の増設や販路開拓の促進を図ります。また、既存工業団地の整備の推進と新規工場適地の選定を進め、既存企業の振興や新たな立地を促進します。

(3) 観光産業の振興

- 米子市観光協会、皆生温泉旅館組合、とっとりコンベンションビューロー、NPO等との連携による観光メニューの開発を行います。
- 中海・宍道湖・大山圏域市長会等との広域的な情報発信の促進や広域連携の強化により、コンベンション誘致の推進及びインバウンドの推進等による誘客の増加を図ります。

(4) 農林業の振興

- 農業の持続的な発展と農村の振興を目指し、「水田農業」と「弓浜農業」を中心として、以下の取組みを推進します。
 - ・ 経営所得安定対策
 - ・ 米需給調整作物
 - ・ 特産農作物
 - ・ 多様な農業の担い手の育成
 - ・ 荒廃農地の解消対策
- 農産物生産者グループ等が行う農産物直売の取組みを支援し、安全安心で顔の見える地元農畜産物を地元で消費する地産地消の取組みを推進します。

(5) 水産業の振興

- 海面及び内水面の水産資源の育成及び確保に努めるとともに、漁港の適正な維持管理に努め、漁業経営の安定化と水産業の振興を図ります。

(6) 地元特産品等を活用した「米子市のイメージづくり」の推進

- ふるさと納税制度のPRと連動し、地元特産品等を全国発信することにより、「米子市のイメージづくり」を推進します。
- これまでのふるさと納税寄附者を「米子市のサポーター」として位置づけ、市の情報発信客体とすることで観光誘客へと繋げていきます。

4 平成27年度に重点的に取り組む個別事業とその目標

(1) 企業誘致・産業開拓等の促進

① 企業誘致の促進

- 毎年1社の誘致を目標として鳥取県との更なる連携強化、鳥取県西部地域振興協議会との連携、本市関西事務所やふるさと活性化委員会の活用により、地理的条件(東アジアへの交通の要衝、災害リスク分散の適地)など米子進出のメリットを重点的にPRし、積極的な企業誘致に取り組みます。
- 本市に誘致した「ニッポン高度紙工業」や「源吉兆庵」に関連する企業や、鳥取大学医学部を活かした健康・医療産業の集積を目指し、重点的に取り組みます。

② 産業開拓の促進

- 国、県、金融機関、学術機関、関係団体等の関連機関への橋渡しや連携、また、補助金等の獲得に努め、地域企業を中核とした新たな産業の創出の動きを支援し、将来的に地域経済の活性化につながる事業に取り組みます。

③ 6次産業化・農商工連携事業・産学金官連携事業

- 農林漁業者による6次産業化や農商工連携について、6次産業化推進事業等により支援するとともに、食のみやこ鳥取県推進事業等国・県の補助事業を活用して事業を推進します。また、これらの事業の推進にあたっては、中国経済産業局、中四国農政局、鳥取県、鳥取県産業振興機構、学術機関等との連携が不可欠であり、引き続き密な連携に努めていきます。
- 鳥取大学医学部、とっとりバイオフロンティアとの連携により、研究施設の誘致、新たな産学金官連携等を生み出し、地域活力の源とします。

(2) 商工業の振興

① 新規学卒者への就活・就労支援

- 新規学卒者に対して、地元企業の雇用情報などを提供する就職ナビ・合同就職ガイダンス・インターンシップの周知を図るとともに、交通費などの一部を支給することにより地元企業への就活活動を支援します。
- 本市に居住した新規学卒者に対して、引越し費用の一部を支給するとともに、奨学金の利息返還金を補助することにより、地元への居住・就労を促進し地元企業の活性化を推進します。

(平成27年度の目標：新規学卒者の本市への新規就労者110名)

② 商業活性化の推進

- 中心市街地商店街の空き店舗調査を実施するとともに、商業活動への新規参入者や商店街が実施するイベント、商店街の環境整備を支援し、空き店舗への出店促進と商業の活性化を推進します。
- 創業に関する融資制度、交付金制度を創設するとともに、官民が連携して新規創業を支援します。

(H27年度目標：商店街等への出店5店舗)

③ 既存工業の振興と工業団地の整備

- 鳥取県産業振興機構に職員を派遣して連携を強化するとともに、工業団地の基盤整備を推進します。
- 中海・宍道湖・大山圏域連携事業の実施により企業の事業規模拡大を促進するとともに、工場等の新增設を支援し、設備投資・新規雇用の拡大と新たな立地を推進します。
（H27年度目標：中海・宍道湖・大山圏域ものづくり連携事業ビジネスマッチングエントリー企業90社(米子市分)）

(3) 観光産業の振興

① 観光拠点としての魅力の向上

- 米子市観光協会、皆生温泉旅館組合、とっとりコンベンションビューロー等との連携により観光資源の整備と活用を推進し、圏域での交流人口の拡大と皆生温泉の宿泊客数の増加に努めます。
- 皆生温泉地区においては、鳥取県が創設した「温泉地を愉しむ空間創出プロジェクト事業」を活用して皆生温泉のグランドデザインの策定を支援し、皆生温泉のまち歩き観光の推進に努めます。
- 本市への5万人の誘客と地域の消費喚起を図るための地域内商品券発行事業の支援に取り組みます。

② 皆生温泉と淀江地区の活性化

- 皆生温泉の観光地としての魅力の向上、滞在促進、情報発信及び誘致に関する各種事業を米子市、鳥取県、皆生温泉旅館組合の三者が共同で実施します。
- ネットエージェントとタイアップし、集中宿泊キャンペーンを展開するとともに、まち歩きルートの開拓と立ち寄りスポットの魅力の向上を図ることで、皆生温泉への誘客を促します。
- 淀江地区においては、淀江支所よどえまちづくり推進室との連携のもと、地域資源の有効活用を目指した新たな商品開発・情報発信・資源活用の事業に取り組みます。

③ 広域観光連携の促進

- 中海・宍道湖・大山圏域市長会をはじめ、広域的な連携を目的とする各種協議会への参画と地域間交流イベントや広域観光事業の推進による圏域の交流人口の拡大を図ります。
- 中国横断自動車道尾道松江線等の開通による利便性の向上やクルーズ客船の寄港、海外からのチャーター便、ツアー造成を生かしながら、北東アジアのゲートウェイと山陰の宿泊拠点都市の確立を目指し、環日本海諸国との観光交流を促進するとともに、各種インバウンド対策を実施します。

④ 地域振興の推進

- 地域に根ざしたイベント（がいな祭・トライアスロン等）やポップカルチャー関連イベント等を市民との協働により開催することで、地域力の活用と一体感の醸成に努めるとともに、市民との協働事業の中で、行政としての情報の発信と収集に努め、将来の事業展開に生かします。
- 米子がいな万灯発足30周年を記念して、新米子市誕生10周年

記念事業と兼ねて行う郷土芸能祭や県内自治体とＪＲ西日本が共同で行う人気アニメキャラクターを利用したミステリーツアーの開催を支援します。

- ヨナゴワンダーの新たな試みとして、米子市文化財団、ＪＡ鳥取西部、ＪＲ西日本、鳥取県西部総合事務所などと連携を図り、米フェスタ、農と食のまつり、ネギ来まつり、米子駅祭、ハロウィンパレード、米子映画事変、その他ポップカルチャーイベントが有機的につながる秋の大型文化イベントの実現を目指します。
- ⑤ 情報発信事業の推進
 - ヨネギーズなどのロゴ・イメージキャラクターを活用し、ふるさと納税と一体となった情報発信事業に取り組みます。
 - 地域おこし協力隊によるＳＮＳを活用した情報発信に取組み、新しい誘客層の取込みを図ります。

(4) 農林業の振興

- ① 農業経営の安定化の推進
 - 平成26年産米の価格が低迷しており、稲作農家の経営安定化に向けて国の施策である「経営所得安定対策」等を活用し、「米子市水田フル活用ビジョン」に基づく需要に応じた主食用米の生産と需給調整作物としての「飼料用米」や「白ねぎ」、「ブロッコリー」の生産拡大を図ります。
 - 「人・農地プラン」や「農地中間管理事業」等を活用し、新規就農者、認定農業者、農業生産法人等への農地の集積を推進するとともに、鳥取県や県担い手育成機構等と連携を図りながら多様な担い手の確保・育成を図っていきます。
 - 本市特産農産物である「白ねぎ」、「ブロッコリー」、「梨」、「柿」について、「がんばる地域プラン事業」や「がんばる農家プラン事業」を活用した生産の拡大を図るとともに、引き続き「耕作放棄地再生利用対策事業」により荒廃農地の再生・活用に取り組みます。
- ② 農地中間管理機構との連携
 - 「鳥取県農地中間管理機構」が行う農地中間管理事業に県担い手育成機構、農業委員会、農業協同組合、地域農業者、担い手農業者等が緊密に連携・協力しながら事業を展開し、多様な担い手への農地の集積・集約化を推進します。
- ③ 地産地消及び6次産業化の推進
 - 「いきいき直売支援事業」による農業者グループの直売事業は、近年実績も乏しいため、認定農業者等個人での直売事業も支援対象となるよう制度の見直しを行い地産地消の推進を図っていきます。
 - 直売グループとの意見交換や地産地消・消費拡大に関するイベント等への参加を図るとともに、直売グループ、農業者から6次産業化や農商工連携への具体的な相談・計画があれば、県や経済戦略課と連携し積極的に支援します。
- ④ 土地基盤整備の計画的な推進
 - 地元からの要望に基づく用排水路・農道等について、施設の状況及び緊急性等を勘案し、計画的に土地基盤整備の事業実施を図ると

ともに、地域住民の暮らしの安全・安心の確保を図るため「ため池」の整備を推進します。

⑤ UIJ ターンによる新規就農者の確保・育成施策の推進

- 地方創生先行型で実施する「農家ぐらし始めませんか？プロジェクト」事業で、PR用DVDの作成や借家・作業場の確保等の支援策を実施し、UIJ ターンによる新規就農者の確保・育成を推進していきます。

(5) 水産業の振興

① 漁港の適正な管理

- 皆生漁港の整備が終了したことから、今後は施設の機能保持及び利便性の向上を目指し、適正かつ効率的な維持管理に努めます。
- 今年度は、漁船の安全・安心な出入港を確保し、出漁機会の増大に努めます。また、維持管理に係る経費の縮減にも努めます。

② 諸制度を活用した漁業への新規就業・後継者の育成

- 新規漁業就業希望者に技術指導等を行う事業や漁業就業初期の経営基盤整備の負担を軽減する県の補助事業を引続き活用し、漁業後継者の育成を図り漁業への就業に繋がめます。

③ 淡水魚試験研究育成施設の維持管理のあり方

- 日野川水系漁協に貸与している淡水魚試験研究育成施設は、経年劣化が著しく、毎年多額の補修費用が必要な現状から、補修等を実施した施設・設備の移管について、引き続き漁協と協議します。
- 今年度も小規模な補修等は漁協で対応いただくよう引き続き協議を行い、維持補修費の削減を図ります。

④ 日野川水系漁協の事業に対する補助金のあり方と自立支援

- 淡水魚の増殖等を目的として、日野川水系漁協に対し淡水魚育成放流事業と淡水魚試験研究育成事業の2種類の補助金を支出していますが、それらの補助金のあり方について引き続き協議を行いません。
- 今年度は補助事業の効果の充実に図り、漁協の自立に向けた取り組みを支援します。

(6) 地元特産品等を活用した「米子市のイメージづくり」の推進と発展

① 地元特産品等全国発信事業(ふるさと納税推進ティアアップ事業)

- 独創的な取り組みとして全国的に注目を集めている「米子市ふるさと納税推進・地元特産品等広告宣伝ティアアップ事業」を、さらに充実させていきます。
- 参加地元企業をさらに増加させ、インターネット、新聞、テレビ等のメディアを活用し、ふるさと納税の推進と地元特産品等の広告宣伝を図るとともに、米子市のブランド価値向上に取り組みます。

平成27年度「建設部の運営方針と目標」

建設部長 細川 庸一郎

1 部の使命・目標

(1) 部の使命・目標

- 地震や台風、豪雪などの大規模災害に備え、建築物の耐震化促進など、災害に強い基盤整備を進め、安全で安心して暮らせるまちづくりに努めます。
- 本市に受け継がれてきた歴史的・文化的特色を活かしながら、良好な都市景観の形成を図るなど、機能的で魅力あふれる都市環境づくりに努めます。
- 良質で多様な住宅の供給、緑地の保全、都市公園、河川・海岸の整備等に取り組み、快適でうるおいのある住環境づくりに努めます。
- 市民生活の基盤となる幹線道路や生活道路の整備に努めます。
- 建設部が所管する市営住宅使用料及び市営墓地管理料の徴収対策の強化に努めます。

(2) 部の役割

建設部は、建設企画課、都市計画課、土木課、維持管理課、建築住宅課、建築指導課で構成され、職員一人ひとりがコンプライアンスを重視し、経営感覚やスピード感を持ちながら、道路・河川・排水路・公園等の整備や維持管理、市営住宅の整備、都市景観の形成、都市計画に関する事務及び建築指導に関する事務など市民生活の根幹となる社会基盤整備に係る役割を担っています。

2 部の経営資源（平成27年4月1日現在）

(1) 職員数

ア 職員数

建設部職員 88人

イ 職員比率

10.8%（建設部職員数 88人 / 市職員数 813人）

(2) 予算規模(平成27年度当初予算)

ア 建設部予算額

一般会計 3,110,951千円

駐車場事業特別会計 166,419千円

市営墓地事業特別会計 19,727千円

イ 予算比率（一般会計に占める建設部の予算割合）

5.1%（建設部 3,110,951千円 / 全体 61,328,000千円）

3 部の課題及び実施方針

○災害に強い地域づくり

- ・災害に強い基盤整備を進めるため、民間住宅及び建築物の耐震化に対する助成制度を通じ、建築物の耐震化の促進を図ります。

○機能的で魅力あふれる都市環境づくり

- ・新たな都市計画マスタープランを策定し、本市における効率的で計画的なまちづくりを推進します。
- ・本市の豊かな景観資源を保全・継承し、活用していくとともに、新たな景観の創出及び景観形成活動の推進を図ります。

○快適でうるおいのある住環境づくり

- ・既存公園の適正な維持管理のため、公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の改築、更新等を行い、安全・安心に利用できる環境を確保します。また、市民との協働による緑化活動の推進を図ります。
- ・河川等の改修や管理に当たっては、治水と利水を図ることはもとより、水質や生態系などの河川環境にも配慮します。
- ・市営住宅の長寿命化計画に基づき、必要な改修・補修工事を行います。

○総合的な交通体系の整備

- ・生活環境の向上を図るため、生活道路の改良・整備や、周辺地域との交流の基盤となる幹線市道の整備を図ります。
- ・橋りょう長寿命化修繕計画と点検結果に基づき、計画的な修繕・架替を行います。

○主体的かつ効率的な行財政の運営

- ・市営住宅使用料の徴収対策の強化を図ります。
- ・米子駅前地下駐車場の適正な管理・運営を行います。

4 平成27年度に重点的に取り組む個別事業とその目標

(1) 災害に強い地域づくり

○建築物の耐震化の促進

- ・建築物の耐震化の向上を図るため、耐震診断及び耐震改修について費用の一部を助成する制度のうち、耐震改修について、実績戸数を増やすため、建築主に対して、耐震改修の必要性や助成制度の内容を十分に説明し、耐震診断が行われた住宅の耐震改修を促進します。

(2) 機能的で魅力あふれる都市環境づくり

○都市計画マスタープランの作成

- ・本市の都市計画に関する基本的な方針を定めるため、都市計画マスタープランを作成することにしており、鳥取県都市計画区域マスタープランや見直し作業中の第3次米子市総合計画との整合を図りながら素案の作成を行うこととし、平成26年度に庁内の策定協議会

を立ち上げ、平成27年度には都市計画審議会から意見を聞くとともに、地元説明会、パブリックコメント等による市民の意見を反映しながら、案として取りまとめます。

○自然景観や歴史的景観等の保全

- ・建築物・工作物等の設置にあたっては景観計画区域内行為届出により審査を行うことにより、大山景観形成重点区域、弓ヶ浜景観形成重点区域については自然景観に配慮し適切に保全し、また、旧加茂川・寺町周辺景観形成重点区域については、周辺と調和のとれた、歴史的資産及び街なみ等、を保全します。また、これらの区域以外の景観計画区域についても、建築物・工作物等の設置において景観区域内行為届出により審査を行い、本市全域の景観形成を図ります。

○米子駅南北自由通路等整備事業の推進

- ・米子駅南北自由通路等の整備に向け、予備設計及び補償予備調査を実施し、事業概要の具体化を図るとともに、鳥取県、JR米子支社などの関係機関と工事着手に向けた協議・調整を行います。
また、駅南広場に隣接する開発可能地の民間事業者による開発については、引き続き関係機関と模索をしていきます。

(3) 快適でうるおいのある住環境づくり

○公園施設の適切な維持管理

- ・公園施設利用者の安全・安心を確保するため、指定管理者と連絡・調整を密に行い、施設の現状把握に努め、異常等を発見した場合は迅速に対応します。また、巡回・点検や清掃等の維持管理計画に加え、公園施設長寿命化修繕計画に基づき、計画的な施設の改築・更新を行い、公園施設の機能保全と安全性を図ります。

○準用河川堀川改修事業

- ・市民生活の安全と災害に強い基盤整備のため、準用河川堀川の改修を引続き実施し、上流域の慢性的な浸水被害の解消を図ります。
27年度は、大沢川取付部の橋梁基礎工、堰工の基礎工を実施し、併せて護岸工事を実施します。

○狭あい道路拡幅整備事業

- ・緊急時・災害時の避難路の確保や救助活動の円滑化を図るとともに、日常的な交通など生活環境の改善を図るため、狭あい道路の拡幅整備を進めます。

○危険家屋対策の推進

- ・米子市空き家等の適正管理に関する条例及び本年5月に施行される空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、危険な状態の空き家の所有者に対し、危険な状態の改善について指導等を行い、引き続き危険家屋対策に取り組めます。

（４）総合的な交通体系の整備

○道路の維持補修・改良にかかる事業

- ・安全で快適な生活環境の向上を図るため、都市計画道路の市道安倍三柳線及び市道尾高福万線等の事業を引き続き実施します。
- ・市民生活に密着した生活道路の整備として、市道大山街道線等の整備を実施します。
- ・橋りょう長寿命化修繕計画と点検結果に基づき、計画的な修繕・架替を行います。

（５）主体的かつ効率的な行財政の運営

○市営住宅使用料の徴収対策の強化

- ・滞納者への納付指導、徴収を強化するとともに、連帯保証人への催告を強化します。また、長期滞納者の契約解除・明渡しを推進します。

○米子駅前地下駐車場の適正な管理運営

- ・駐車場設備機械の撤去・平面化に向けた調査・設計に着手するとともに、指定管理者との連携を図りながら安全に配慮した管理・運営を行います。

平成 27 年度「下水道部の運営方針と目標」

下水道部長 宇 田 剛

1 部の使命・目標

(1) 部の使命・目標

- 生活排水処理による安心安全快適な生活環境の保持及び河川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道事業、農業集落排水事業の適正な維持管理を徹底するとともに、未普及地域の解消や利用促進に努めます。
- 特別会計である公共下水道事業、農業集落排水事業の持続可能な事業経営を図ります。

(2) 部の役割

下水道部は、下水道企画課、下水道営業課、整備課、施設課で構成され、生活排水対策事業を推進するため、処理場、ポンプ場、管路施設の整備及び維持管理、排水設備・汲み取り便所の水洗化の普及促進、下水道使用料等の賦課徴収業務などに取り組んでいます。

2 部の経営資源（平成27年4月1日現在）

(1) 職員数

ア 職員数

下水道部職員 54人

イ 職員比率

6.6%（下水道部職員数54人／市職員数813人）

(2) 予算規模(平成27年度当初予算)

ア 下水道部予算

一般会計 2,265,872千円

下水道事業特別会計 6,318,681千円

農業集落排水特別会計 696,943千円

イ 予算比率（一般会計に占める下水道部の予算割合）

3.7%（下水道部2,265,872千円／全体61,328,000千円）

3 部の課題及び実施方針

(1) 汚水処理施設の適正管理の徹底及びインフラの計画的な更新

設備の不具合による水質事故等の未然防止及び維持管理体制の脆弱化を避けるため、維持管理指針の整備や危機管理時の対応力の向上に努めます。

また、老朽化した機械、電気設備や管渠について、長寿命化対策を含めた計画的な改築・更新を進めます。

(2) 公共下水道事業の面整備の拡大

平成26年度末で約2,281haの区域を整備しており、未普及地域の早期

解消を目指して、引き続き計画的な面整備の拡大を図ります。

(3) 施設の利用促進及び財源の確保

公共下水道、農業集落排水事業の供用開始区域内の水洗化率の向上に取り組みむとともに、特別会計の収支改善を図るため、下水道使用料、農業集落排水施設使用料の徴収率の向上に取り組みます。

(4) 下水道財政の健全化と地方公営企業法の適用推進

下水道経営戦略会議を通じて個別の経営課題の分析や、課題解決に向けた取組の進捗管理を行います。また、公共下水道事業の経営状況の明確化を図るため、平成30年4月の地方公営企業法適用に向けて移行準備を進めます。

(5) 下水道汚泥等の有効活用

環境面、経済性、安定処理を総合的に勘案しながら、資源・エネルギーとしての有効利用を図ります。

4 平成27年度に重点的に取り組む個別事業とその目標

(1) 下水道維持管理体制の強化

施設の維持管理指針等の策定及び若手職員の指導強化を行うとともに、下水道事業業務継続計画(下水道BCP)を策定し、危機発生時に必要な資材の備蓄への取組や外部応援体制の確立を図ります。

(2) 長寿命化計画による老朽化施設の効率的な改築・更新

施設台帳システムを活用し、老朽化施設の現状や改築・更新の優先順位を明確にするとともに、長寿命化計画によるライフサイクルコストの最小化(や人口減少等)に配慮した、適切な改築・更新を図ります。

(3) 計画的な公共下水道の整備

公共下水道の普及促進を図るため、約50haを整備します。

(4) 水洗化普及促進の強化

平成27年度末の公共下水道の水洗化率87.6%を目標に、計画的かつ効率的な個別訪問指導や郵送での接続依頼等積極的な普及促進活動を行います。あわせて、農業集落排水施設の利用促進を図ります。

(5) 下水道使用料等の徴収率の向上

下水道使用料、農業集落排水施設使用料の徴収率の向上を図るため、滞納者への納付指導を実施するとともに、悪質滞納者に対しては差押えや裁判所を通じた支払督促を実施し、平成27年度の目標徴収率(現年度分98.6%以上)の達成を図ります。

(6) 地方公営企業法の適用準備

平成30年4月の地方公営企業法の財務適用を開始するため、引き続き資産調査評価業務を進めるとともに、会計システムの構築に向けた導入準備を進めます。

(7) 公共施設等総合管理計画（個別施設計画）の策定

下水道事業保有資産の維持管理・更新等のメンテナンスサイクルの核となる「個別施設計画」について、平成28年度末の完成を目指します。

平成 27 年度「淀江支所の運営方針と目標」

淀江支所長 王 島 茂

1 支所の使命・目標

(1) 支所の使命・目標

淀江地域の産業・文化・観光振興を一体的に推進するとともに、市民サービスの向上に努めます。

(2) 支所の役割

「よどえまちづくり推進室」が、地域と一体となって、産業・文化・観光振興の推進の役割を担い、まちづくりに取り組むとともに、「地域生活課」で身近な市民サービスの提供に努めます。

2 支所の経営資源（平成27年4月1日現在）

(1) 職員数

ア 職員数

支所職員 20人

イ 職員比率

2.5% (20人/813人)

(2) 予算規模(平成27年度当初予算)

ア 淀江支所予算額

一般会計 67,029千円

内 地域生活課

27,474千円

よどえまちづくり推進室 39,555千円

イ 予算比率（一般会計に占める淀江支所の予算割合）

0.11% (67,029千円/61,328,000千円)

3 部の課題及び実施方針

(1) 淀江地域の活性化の推進

地域との協働、関係機関との連携を図り、地域の魅力発信、産業の活性化、観光資源の活用を進めていくこととします。

(2) 適切な市民サービスの提供

多様な住民のニーズに応じたサービスの提供に努め、さまざまな相談にも迅速に対応できるよう、業務知識の習熟に努めるとともに、関係各課との連携を図るよう努めます。

4 平成27年度に重点的に取り組む個別事業とその目標

(1) 淀江地域の観光資源の活用と魅力発信事業の推進

淀江地域には、名水、重要文化財など古代遺産の集積があり、豊かな自然にも恵まれ、温泉施設もあることから、これらの地域資源を活用したウォーキング・スポーツイベント等を展開し、健康をキーワードに地域の活性化を図ります。

また、地域の魅力の再発見を目的に、地域で活躍している住民の協力を仰ぎ、体験型・参加プログラム「よどえまるごと道草日和」を開催して地域の魅力を伝え、併せてフェイスブックを利用した「淀江の旬」の魅力を情報発信していきます。

(2) 淀江地域の産業活性化の推進と地域人材の発掘

地域の農業、商業、水産業の振興を図るため、農協、商工会、漁協等と連携し、地域の素材を活かした物産振興を図ります。

また、地域で活躍している住民や団体の掘り起こしを行い、情報収集や意見交換等を通して全国に情報発信し、人材育成と地域の活性化を図ります。

(3) 適正な窓口業務の実施と的確な住民サービスの提供

来庁者の意図や目的を的確に把握し、法令に即した適正な対応ができるよう業務知識の習熟に努め、市民サービスの向上を図ります。

また、住民の相談等に的確に対応できるよう職員の資質の向上に努めます。

平成27年度「教育委員会の運営方針と目標」

教育長 北尾 慶 治

1 部の使命・目標

(1) 部の使命・目標

豊かな心を育む学校教育の実現、人生をより豊かにする生涯学習の推進、健やかでたくましく自立した青少年の育成、スポーツや芸術文化の振興、貴重な歴史的遺産の保護と活用を図ります。

(2) 部の役割

教育委員会は、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、文化課、体育課及び学校給食課で構成され、創造的で人間性豊かな人材を育成するため、学校教育の推進をはじめ、生涯学習、文化、スポーツの振興など幅広い分野にわたる教育行政を一体的に推進していく役割を担っています。

2 部の経営資源（平成27年4月1日現在）

(1) 職員数

ア 職員数

教育委員会事務局職員（教育長含む。） 54人

イ 職員比率

6.6%（教育委員会事務局職員数54人／市職員数813人）

(2) 予算規模（平成27年度当初予算）

ア 教育委員会事務局予算額 6,522,973千円

（内訳）教育費 6,516,416千円

民生費 6,557千円

イ 予算比率（一般会計に占める教育委員会事務局の予算割合）

10.6%（教育委員会事務局6,522,973千円／全体61,328,000千円）

3 部の課題及び実施方針

(1) 地方教育行政制度改革への対応

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、制度改革に向けた取組を推進します。

(2) 学校施設の耐震化

耐震性能の低い学校施設について、耐震化事業を実施し、児童・生徒に安全で安心な学校施設を提供します。

(3) 所管施設の整備・充実

伯耆の国よなご文化創造計画、老朽化、耐震化等に対応し、教育委員

会所管施設の整備・充実に向けた取組を推進します。

(4) 米子市版小中一貫教育の推進

中学校区ごとに小中学校が連携することにより、学校教育における教育課題の解決を図ります。

4 平成27年度に重点的に取り組む個別事業とその目標

(1) 地方教育行政制度改革への対応

地方教育行政制度改革に伴い設置することとされた「総合教育会議」について運営規則等を検討し、会議を開催するとともに、教育に関する「大綱」の策定について方針を定めます。

(2) 学校施設の耐震化

耐震化計画に基づき、耐震補強工事（小学校7校、中学校3校）、実施設計（中学校1校）を実施します。

また、吊り天井構造の小中学校屋内運動場に係る天井落下防止対策として、改修工事（小学校3校、中学校1校）を実施します。

(3) 所管施設の整備・充実

米子城跡について、内容確認調査の実施、詳細現況測量図の作成のほか、保存管理計画の策定に向けた取組を進めます。

市指定文化財米子市役所旧館の保護・保全を図り、山陰歴史館の機能を充実するための整備構想の検討を進めます。

後藤ヶ丘中学校の大規模改修事業を実施するとともに、福米東小学校と福生東小学校の校舎増築工事を実施します。

耐震化が必要な明道公民館の整備について検討を進めます。

文化ホール・淀江文化センターの老朽化した設備等の改修を行います。

市民体育館の耐震調査を実施するとともに、加茂体育館の耐震改修工事実施設計と住吉体育館敷地の地盤調査等を実施します。

東山水泳場と県営米子屋内プールの交換に伴い、「米子市皆生市民プール」を設置し、適切な管理運営を図ります。

東山陸上競技場について、第2種公認陸上競技場としての認定更新に向けた備品整備とフィールド改修の実施設計を実施します。

(4) 米子市版小中一貫教育の推進

義務教育の9年間の学びを連続したものととらえ、中学校区における「目指す子ども像」を共有する中で、内容の系統化、指導の継続化などにより、学校教育における課題を解決し、確かな学力の定着や豊かな人間性と創造力の育成を図ります。

特に、「心の教育・生徒指導」「健康教育」「学力向上」「特別支援教育」の4分野については、全市共通で取り組みます。